

労災保険第三者行為災害の給付実務講習会

～第三者行為災害とは、損害賠償と労災保険との調整など、
自転車による交通事故も踏まえ給付実務をわかりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）
（一社）新宿労働基準協会他

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。通勤途中の交通事故や業務に起因して第三者から暴行を受けた場合などは、第三者行為災害として取り扱い労災保険給付と民事損害賠償との間で支給調整が行われることとなり、手続きが複雑になります。請求書の他に一定の書類提出が必要になることから、業務を熟知した講師から給付実務について具体例も踏まえ解説いたします。

- 1 日時 2023年11月7日（火）13:30～16:00 受付13:00～
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 講師 高橋 健 氏（特定社会保険労務士、元労災監察官）
- 4 内容 第三者行為災害とは、民事損害賠償責任、提出書類、自転車の交通事故、自転車保険等
- 5 受講料 （資料代・税込）
協会会員 4,400円 それ以外の方 6,600円
- 6 定員 30名（先着順）
- 7 申込方法等



- ①受講申込：裏面「申込書」により、10月31日（火）までに、新宿労働基準協会あて Fax 03-3366-8865 して下さい。
- ②申込受付：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者に Fax 返信いたします。
- ③受講料振込：受講料は受講票到着後10月31日（火）までに次の銀行口座にお振込み下さい。
（振込手数料はご負担願います）

- ・銀行名：三菱UFJ銀行 大久保支店
- ・口座番号：普通預金 3991676
- ・口座名義：（社）新宿労働基準協会

◆振込人名の前に講習会月日をお付けください

◆法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください

（例 1107シンジュクロウドウ・・・等 イツパンシヤダンホウジンは不要です）

- ④受講取消：10月31日（火）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。
- 8 問合先 （一社）新宿労働基準協会 新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205号
電話：03-3366-4737

*この講習は、新宿、三田、品川、大田、渋谷労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

労災保険第三者行為災害の給付実務基礎講習会

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(2023年11月7日(火) 13:30~16:00 受付13:00~)

申込Fax (一社) 新宿労働基準協会事務局 あてFax 03-3366-8865

いずれか、○をお付け下さい	・新宿会員 ・三田会員 ・大田会員 ・渋谷会員 ・品川会員 ・会員以外		
事業場名			
所在地			
電話		FAX 返信用	
申込担当者 職・氏名			
フリガナ 参加者氏名			
メール案内 要・否	担当者の メールアドレス		

注：① 個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

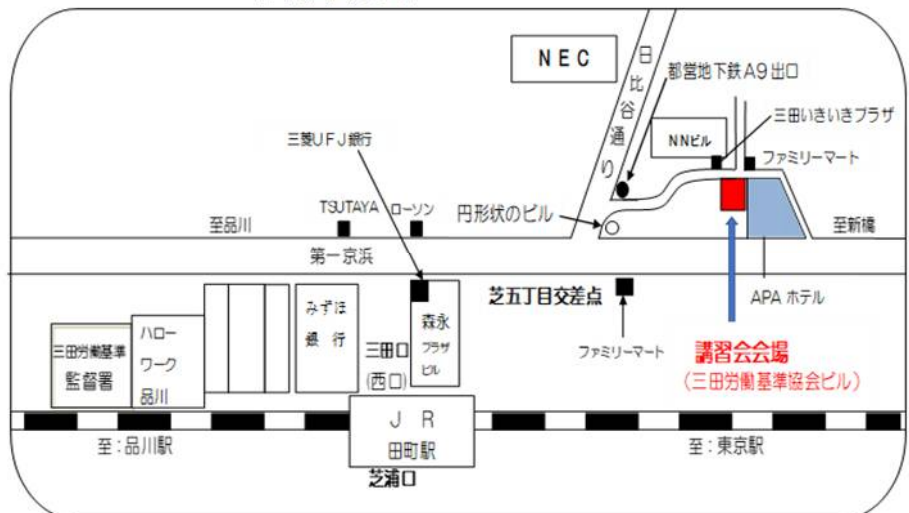
② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提示下さい。

③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

講習内容についてご質問等がありましたらご記入ください	
----------------------------	--

＜会場案内図＞

一般社団法人
三田労働基準協会ビル
1階研修センター
港区芝4-4-5
TEL 03-3451-0901
最寄駅
地下鉄三田駅
A9 出口徒歩 1分
JR 田町駅
三田(西)口
徒歩 8分



協会 使用欄	
-----------	--